社会福祉法人うらほろ幸寿会 役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人うらほろ幸寿会の理事及び監事並びに評議員(以下「役員」 という。)に対する報酬の額及び支給方法について、必要な事項を定める。

(報酬)

第2条 役員の報酬は、次のとおりとする。

(4) 監事

月額 50,000円 (1) 理事長 (2) 理事 月額 8,000円

月額 10,000円 (5) 評議員 評議員会の出席回数に応じ日額5,000円

2 理事・監事の報酬は、毎月25日までに支給する。 なお、評議員の報酬は、評議員会開催日に支給する。

附 則

- 1. この規程は、平成7年4月1日から施行する。
- 2. この規程は、平成14年4月1日改正する。
- 3. この規程は、平成17年10月1日に改正する。
- 4. この規程は、平成23年4月1日に改正する。
- 5. この規程は、平成24年3月26日に改正し、4月1日より施行する。
- 6. この規程は、平成29年6月30日に改正し、7月1日より施行する。